

諸外国・地域における放射線検査 実施状況等（鉱工業品分野）

2012/4/20

※3月22日付の内容から変更無し。

国・地域	対象品等	基準・実施内容等	参照：HP（記載の無いものは、現地日本大使館等の情報に基づく）
アメリカ	日本からの船舶、輸入品	●米国税関国境保護局（CBP）の担当官が機側／船側まで出向き簡単な一次検査を実施。一時検査において一定以上の放射線量を検知した場合、詳細な二次検査を実施。（その他の点については、他国からの物資と同様に従来通りの放射線検査を実施。） ●福島第一原子力発電所の50マイル（約80キロメートル）域内を航行した船舶に対し、入港前に沿岸警備隊がCBPの検査とは別に放射線検査を実施。	CBP・沿岸警備隊の共同プレスリリース (http://japan2.usembassy.gov/pdfs/wwwf-cbp-maritime.pdf)
EU	日本からの船舶、コンテナ	●日本からの船舶・コンテナの放射能汚染評価基準について、「0.2マイクロシーベルト/時」を採用するようEU加盟各国に推奨。 ●2011年7月19日、EUの港湾において船舶及びコンテナに対する組織的な検査の必要性がなくなつたとの意見を示す文書を発表。	http://ec.europa.eu/energy/nuclear/radiation_protection/doc/emergencypreparedness/150411_info_msg.pdf http://ec.europa.eu/energy/nuclear/radiation_protection/doc/emergencypreparedness/infomsg190711.pdf
ドイツ	日本からの輸入品（自動車、電子機器等）	●サンプル検査を実施。	連邦環境省プレスリリース (http://www.bmu.de/english/current_press_releases/pm/47186.php)
	日本からの船舶	●ハンブルク港では放射線検査を実施（0.2マイクロシーベルト/時）。	ハンブルク内務省プレスリリース (http://www.hamburg.de/pressearchiv-fhh/2854532/2011-04-12-bis-pm-handlungskonzept.html)
オランダ	日本からの船舶、コンテナ	●ロッテルダム港では、日本からの船舶について海上で入港前に検査を実施するとともに、着岸後、荷揚げ前のコンテナを検査を実施（4Bq/cm ² ）。	ロッテルダム港湾当局プレスリリース (http://www.portofrotterdam.com/en/News/pressreleases-news/Pages/contaminated-containers-japan-port-rotterdam.aspx)
イタリア	日本からの輸入品	●サンプル検査を実施。	
ロシア	日本からの輸入品	●コンテナを開けずに外側から簡易検査を実施。 ●基準値超の値が検知された場合、当該貨物からサンプルを抽出し、詳細検査を実施。 ●基準値は0.3マイクロシーベルト/時（自然放射線量は含まない）等	連邦消費者保護・福利監督局HP (http://rosпотреbnadzor.ru/)
ウクライナ	輸入品（特に日本の原子力発電所事故により放射線の蓄積が見込まれる地域からの輸入品）	●既存法令で輸入品に対する放射線検査を義務付け。 ●2011年3月29日、輸入貨物に対する放射線スクリーニングを強化。	保健省プレスリリース (http://www.moz.gov.ua/ua/portal/pre_20110329_5.html)
サウジアラビア	日本から輸入する消費財	●2011年3月16日、商工省は今後放射線汚染検査を行う旨を通知。	
オマーン	日本からの船舶及び輸入コンテナ	●2011年5月14日、日本からの船舶及び輸入コンテナについて、日本政府発行の放射線量証明書を経済部へ提出する旨を通知。（本通達は、8月9日に全面解除）	
カタール	日本からの輸入品	●2011年3月20日、日本からの輸入品に対し、通関の際に政府当局の承認が必要との通達を发出。	
イラン	日本からの船舶貨物	●港湾で放射線検査を実施。 ●4月16日付けで原子力庁は、日本からの輸入コンテナについて、日本政府が発行する証明書の添付を要請する旨の通知を发出。	
イラク	日本から輸入品	●2011年5月22日、指定された業者による放射能検査を義務とすることを閣議決定。	
	全ての国からの輸入品	●2011年7月1日から、国際的な民間検査企業の検査証明書が必要。自動車及びそのスペアパーツは現在、対象から外されており、検査証明書の提出は必要とされていない。	
クウェート	日本から輸入品	●2011年3月30日付けで、日本から輸入される電気式玩具、家庭用・商業用の電気機器・ガス機器、自動車、化学品、建築資材等について、クウェート政府が指定する期間による証明書を添付する旨を通知。（2011年5月4日付けで、産業機械が対象品目に追加）	
トルコ	日本からの輸入品	●2011年3月21日、首相府が放射線検査を実施する旨を通知。	
エジプト	日本からのスクラップ、原材料	●輸入禁止。	
	食品・飼料	●日本の関係政府機関の証明書（産地、生産日、仕出港、放射線検査結果を明記したもの）の添付を義務付け。輸入時にEUの基準を考慮して放射線検査を実施。	
	上記以外の輸入品	●放射線検査を実施。	
レバノン	日本からの輸入品、日本を原産地とする製品	●放射能検査に関する証明書を要求。証明書の詳細、検査基準等は公表されていない。	
ヨルダン	国境を通過する全ての物資	●放射線検査を実施。	
モーリシャス	日本からの自動車及び自動車部品	●日本政府発行の「放射能非汚染証明書」の添付を義務付けるとともに、サンプル検査を実施。	
ウガンダ	日本からの輸入品	●既に全ての輸入品に対し義務付けている品質証明書に、放射能レベルを明示する条項を入れるよう要求。	
ケニア	日本からの中古自動車	●従来の検査項目に「放射線量検査」の項目を新たに追加。対象車両は福島県内の全車両及び山形、宮城、茨城、栃木、埼玉、群馬の全車両。その他、千葉、神奈川、愛知、大阪、兵庫の検査場はランダム検査を実施。放射線量の基準はIAEAの基準を準用。	
シンガポール	日本からの貨物	●港では海事港湾庁、空港ではチャンギ空港グループが主体となり、放射線全量検査（基準値は1マイクロシーベルト/時）を実施していたが、現在は、サンプル検査に止めている。	
豪州	日本からの輸入品（自動車）	●（個別事例）オーストラリア放射線規制原子力安全庁（ARPANSA）が、オーストラリア海事組合の要求を受けて、日本から輸出されて2011年6月23日にニューサウスウェールズ州の港に到着した乗用車800台に対して放射線のサンプリング検査を実施。（※800台のうち102台（新車49台、中古53台）について検査実施。放射線検知されず。）	オーストラリア放射線規制原子力安全庁HP (http://www.arpansa.gov.au/News/MediaReleases/mr1_230611.cfm)
中国	日本からの船舶、航空機、輸入品	●国家品質監督検査検疫総局が各地の検査検疫機関に対し、通関港での核物質と放射線の監視業務に確実に取り組むよう要請。 ※各地域により貨物等の検査対象や検査方法等が異なっている模様。	国家品質監督検査検疫総局プレスリリース (http://www.aqsiq.gov.cn/zjxw/zjxw/zjftpxw/201103/t20110315_179940.htm)
香港	日本からの航空貨物、海上貨物	●航空貨物は全量表面検査、海上貨物はサンプル表面検査を実施。	香港特別行政区プレスリリース等 (http://www.info.gov.hk/gia/general/201103/22/P201103220270.htm)
	日本からの薬、化粧品等	●サンプル検査を実施。	
台湾	日本から輸入される、機械類、電気類、電子類、化学工業類、電子情報通信機器類等65品目	●サンプル検査を実施。 ●基準等は原子力委員会が以下の通り設定。 一放射線管理暫定基準を0.2マイクロシーベルト/時と設定（自然界放射線を含む）。 一0.2マイクロシーベルト/時より小さい結果の場合は全て合格；仮に測定結果が0.2マイクロシーベルト/時を超えた場合には、その所有者は除染を行うか、その物品を直接送り返すかの措置を取らなければならない。	行政院HP (http://www.ey.gov.tw/ct.asp?xItem=78578&ctNode=1435&mp=1) 原子力委員会プレスリリース (http://nea.gov.mn/index.php?option=com_content&view=article&id=188:2011-11-23-01-48-14&catid=48:2011-04-11-03-01-00)
	被災地周辺の13箇所の湾岸（宮城県仙台新港等）からの全てのコンテナ	●0.2マイクロシーベルト/時以上の放射線量を検知した場合、主管機関に通知するほか、輸入元に対し除染或いは商品の返品措置を採るよう通知。	関税総局HP (http://www.mof.gov.tw/ct.asp?xItem=62369&ctNode=657&mp=1)
モンゴル	日本からの輸入品（自動車）	●自動車については、2011年8月25日より、コンテナから取り出での検査を開始。 ●検査の際の基準値としては、法令に基づき、アルファ線については10count/cm ² 、ベータ線については100count/cm ² 、ガンマ線については0.2マイクロシーベルト/時、を使用している。 ●2011年11月30日より、放射性物質に汚染された車をモンゴル国に入れないこと及び積み戻すこととなる旨をプレスリリース（2011年11月22日付）。	原子力エネルギー庁プレスリリース (http://nea.gov.mn/index.php?option=com_content&view=article&id=188:2011-11-23-01-48-14&catid=48:2011-04-11-03-01-00)

※上記は、掲載時期に公開情報を参考に整理したもの。実際に輸出される場合は、各国・地域のHP等により確認の上、ご対応願います。